

# 鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第四十號

児童福祉法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

児童福祉法施行細則

第一條 児童福祉司は各々左に掲げる區域の一を担当し、當該區域の児童委員と緊密な連絡を圖るものとする。

一、東部（鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡）

二、中部（東伯郡）

三、西部（米子市、西伯郡、日野郡）

第二條 知事が児童福祉法施行規則（以下規則といふ）第七條に規定する醫師又は助産婦を指定したときは、これを告示する。

本報ノ大字ヲハ固定國勢調査

和二十三年七月六日 火曜日  
一千九百二十三號

第三條 規則第七條により知事が發行する保健指導票の様式は別表第一號による。

規則第八條の規定による保健指導票の交付申請並に児童福祉司又は児童委員の證明様式は別表第二號による。

第四條 市町村長は毎年一月末日までに翌年度における保健指導票の交付見込數を知事に報告しなければならない。

第五條 市町村長は保健指導票交付合帳を別表第三號により作成し保健指導票を交付したときは直ちにこれを整理しなければならない。

第六條 児童福祉法（以下法といふ）第二十條の規定による妊娠届（妊娠證明書を含む）は別表第四號による。

市町村長は妊娠名簿を別表第五號により作成し前項の届出があつた場合はその都度之に登録して母子手帳を交付しなければならない。

市町村長は毎月分の妊娠届出を取纏め翌月十日迄に別表第六號により知事に報告しなければならない。

第七條 規則第十二條の規定により母子手帳を交付するときは、その一を除いた他の母子手帳に別に定める標印を施すものとする。

第八條 市町村長は毎年一月末日までに翌年度における母子手帳の交付見込数を知事に報告しなければならない。

第九條 規則第十六條により母子手帳の再交付を受けようとする場合は別表第七號により市町村長を経て知事に申請しなければならない。

市町村長は前項の申請があつた場合は事實を調査の上知事に代つて更に母子手帳を交付しなければならない。

第十條 規則第十三條第十四條及び第十六條の届出並に申請のあつた場合は妊娠婦名簿を整理した上母子手帳を返還せしめ又は所定の事項を訂正して返付し、若しくは再交付しなければならない。

前項による届出申請及び返却に關する文書は市町村

00532

ばならない。

第十六條 市町村長は市町村の負担する法第二十一條から第二十四條までに規定する措置に要する費用及び児童福祉施設の職員の養成施設に要する費用（設備にする費用を除く）の翌年度分收支豫定計算書を別表第十三號により作成し、毎年二月十日までに知事に提出しなければならない。

第十七條 市町村の負担する児童福祉施設の設備に要する費用及び児童福祉施設の職員の養成施設に要する費用に對し縣の補助を受けようとするときは、別

表第十四號により設置計畫書を作成し毎年四月十日までに知事に提出しなければならない。

第十八條 市町村長は年度が終了したときは第十六條に掲げる費用の補助精算書を別表第十五號により作成し、その年度の市町村歳入歳出決算の抄本（當該費用に關する分）を真し毎年六月十日までに知事に提出しなければならない。

第十九條 第十七條に掲げる費用に對し補助を受けた施

長に於て處理し毎月分交付状況を翌月十日迄に別表第八號により知事に報告しなければならない。

第十一條 市町村長は母子手帳交付台帳を別表第九號により作成し母子手帳を交付、返還及び前條による所定事項の訂正をしたときは直にこれを整理しなければならない。

第十二條 母子手帳の交付を受けたものが居住地を変更したときは市町村長に届出なければならない。

第十三條 規則第十九條の規定による福祉施設の入所申請様式は別表第十號による。

第十四条 市町村長は毎年度十月十日までにその前月までの六箇月間の四月十日までにその一箇年間の法第二十二條から第二十四條までの措置の状況を知事に報告しなければならない。

第十五条 市町村長は法第二十二條から第二十四條までの規定により助産施設、母子寮又は保育所に入所したにつき別表第十二號により保護費を作成しなければ

前項の報告の様式は別表第十一號による。

第十六条 計がその設備を完了したときは別表第十六號により精算書を作成し、設備が完了してから十五日以内に知事に提出しなければならない。

第十七条 児童福祉司又は児童委員は毎月一回法第二十六條第一項第二號又は法第二十七條第一項第二號の規定により指導している児童の状況報告書を作成し、意見を附し市町村長を経て児童相談所長に提出しなければならない。

児童委員は前項報告書の寫を担当児童福祉司に送付しなければならない。

第二十一条 規則第三十條により里親となることを希望する者から知事に申出する場合は里親登録等様式に掲げる事項中必要事項を具した書面を以て居住地の市町村長を経て知事に申出しなければならない。

第二十二条 前條の申出を受理した市町村長は管轄区域の児童委員醫師すれば本籍地の市町村長等と連絡をとり記載事項に誤りのないことを確認証明し、且つ左の事項を具備するものであるかどうかの意見（第三種

は證明書を附し管轄の児童相談所を経て知事に報告しなければならない。

一、本人が児童の育成に关心をもち、児童自身のために養育しようとするものであること。

二、本人に健全な常識があり且つ相當の資産を有していること。

三、本人及びその家族に遺傳性疾患、傳染性疾患等がないこと。

四、居住地の環境が良好であること。

五、児童を委託した場合その家庭に不和を惹起起すようなことがないこと。

六、その他参考となる事項。

第二十三條 児童相談所長は里親となることを希望する者につき里親登録簿に掲げる事項に關し調査しこれを知事に眞状しなければならない。

第二十四條 里親登録簿の様式は別表第十七號による。

第二十五條 児童を里親に委託する場合は「里親には一児童委託を立前とするも特別の事情ある場合はこの限

りではない。

第二十六條 里親の選定に當つては個別の結果に基く児童の資質、特技及び希望等を勘案してそれに適する抱負職業等を有する里親を選定する。

第二十七條 知事が里親を選定したときは予めその里親と協議し承諾を得る。

第二十八條 翳護をする児童の福祉の措置は先づ里親委託を考慮し止むを得ない場合に施設又の收容委託の措置をとる。

第二十九條 現在養護施設に入所中の児童を里親に委託することは立前としてとらないが里親の希望條件抱負等によりとの措置をとることができる。

第三十條 法第三十條の規定により知事が里親に對し必要な報告を要求したときは里親の報告書類は管轄の児童相談所を経なければならぬ。

第三十一條 児童委託中委託による損害（盜難、器物、破壊等）は里親の負担とする。

第三十二條 法第三十五條第二項の規定により設置する費用

00534

#### 児童福祉施設（市町村に設置するものを除く）に關し、

その長又は設置者から知事に提出する書類はその所在地の市町村長を経なければならない。

第三十三條 保母試験は毎年九月にこれを行う。

保母試験を受けようとする者は、毎年八月一日より同月末日までに出席しなければならない。

第三十四條 規則第四十三條第四號の寫真は、手札形とし裏面に寫した年月日及び氏名を自署しなければならない。

第三十五條 保母試験の受験願書及び添附書類はこれを遣付しない。但し證書又は證明書は請求によりこれを遺付する。

第三十六條 保母試験の受験者が試験の当日に開始の時間までに出席しないとき又は試験中途で休止したときは、その試験を受けたことが出来ない。

受験者は保母試験委員の指示に従わなければならぬ。第三十七條 保母試験の合格者の氏名は、縣公報をもつて、これを公告する。

#### 二、一時保護に要する費用

第三十九條 法第三十五條第二項の規定により設置する児童福祉施設の長又は里親が法第二十七條第一項第三號に規定する措置に要する費用を請求するときは、計算

算書を具し所在地市町村長を経て毎月十日までにその前月分につきこれを知事に提出しなければならない。

前項の外特別の費用を支出したときは、そのつと計算書及び證據書類を具しこれを知事に請求することができる。

前二項による費用の請求様式は別表第十八號による。

法第三十三條第一項又は第二項の規定により一時保護をえた者については、前三項を準用する。

この規則は、昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

取扱兒童福祉司  
又は兒童委員氏名

但し、法第六十三条但書に掲げる規定に關する部分は、昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

この規則に基き町村長より知事に提出する書類はすべて

所轄地方事務所を経なければならない。

第十九條に規定する保母試験及びその出願の期日並びに

第十六條及び第十七條に規定する收支予定計算書及び設置計畫書の提出期日は、昭和二十三年分に限り別にこれ

を定めるものとする。

児童虐待防止法施行細則、少年教護法施行細則及び姫産婦手帳規程施行細則はこれを廃止する。

別表第一號（表面）

児童福祉法保健指導票（紙一四欄）  
（裏面）

本 籍 登 録 年 月 日	號	兒童 福 祉 法 保 健 指 導 票		交付 回數
		府 縣 都 道 市 職 業	縣 市 町 村	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日	回數

- （一） 保母指導を受ける者  
 (一) 氏名 (二) 生年月日  
 (三) 居住地又は現在地 縣 郡 町(村) 大字  
 (四) 姦産婦職業 (五) 奶兒、幼兒  
 (六) 乳幼兒の場合 保護者の氏名及職業  
 一、法第十九條第四項の經濟的理由  
 (一) 生活保護法による申告  
 (二) 其の他の理由（詳記のこと）
- 右の通りでありますから申請致します。
- 年 月 日 住 所 氏 名 印
- 鳥取縣知事氏名殿
- （二） 保母指導を受ける者  
 (一) 氏名 (二) 生年月日  
 (三) 居住地又は現在地 縣 郡 町(村) 大字  
 (四) 姦產婦職業 (五) 奶兒、幼兒  
 (六) 乳幼兒の場合 保護者の氏名及職業  
 一、法第十九條第四項の經濟的理由  
 (一) 生活保護法による申告  
 (二) 其の他の理由（詳記のこと）
- 右の通りでありますから申請致します。
- 年 月 日 住 所 氏 名 印
- 鳥取縣知事氏名殿

00538

## 別表第二號

## 児童福祉法保健指導票交付申請

## 一、保健指導を受ける者

(一) 氏名 (二) 生年月日

(三) 居住地又は現在地 縣 郡 町(村) 大字

(四) 姦產婦職業

(五) 奶兒、幼兒

(六) 乳幼兒の場合 保護者の氏名及職業

一、法第十九條第四項の經濟的理由

(一) 生活保護法による申告

(二) 其の他の理由（詳記のこと）

右の通りでありますから申請致します。

年 月 日 住 所 氏 名 印

鳥取縣知事氏名殿

00535

278

00535

有効期間	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日
經由	都町(村)長	氏名印
昭和 年 月 日交付	鳥取縣印	
取扱兒童福祉司	又は兒童委員氏名	

(裏面)

注 意

保健指導を受けるときはこの票を保健所又は醫師助産婦若しくは保健婦にお渡し下さい。

二、本人が乳幼兒である場合のみ、保護者の氏名及び職業を御記入下さい。

三、この票は他人にゆづつたり又は使用せたりしてはなりません。

四、この票の有効期間が過ぎてもなお保健指導を受けなければならぬときは醫師又は助産婦の診断書を持つて担当兒童委員へ申出でて下さい。

(醫師、助産婦の方へおねがい)

本屆書は居住地の市町村長に提出すべし  
 ×印の所は醫師又は助産婦にして診察の際記入捺印  
 の上姉婦又は世帯主に交付するものとす  
 市町村長は本屆書を受理したるときは母子手帳に所

別表第三號	兒童福祉法保健指導票交付台帳	
番號	交付居住地又は現在地	保護者
年月日	氏名	本人氏名
		備考

別表第四號	記載注意
本屆書は居住地の市町村長に提出すべし	
×印の所は醫師又は助産婦にして診察の際記入捺印	
の上姉婦又は世帯主に交付するものとす	
市町村長は本屆書を受理したるときは母子手帳に所	



右の通りでありますから申請致します

10539

佳所  
本人 氏 名印

保護者氏名印

市町村長氏名鑑

別表第十一號

助産施設別		育所への入所措置状況		自昭和年月日 市町村	
経営体別		措置人員		要する費用	
施設別	経営体別	實人員	延人員	同上の措置に	
國	合計				
	市	縣	國		
	町				
	村				
	私人その他				
	合計				

別表第十二號

1、この調査は毎年度十月十日迄にその前月までの六箇月間の四月十日迄にその前年度一箇年間の状況を報告する。

00540

別表第十三號

昭和  
年 度 児 童 福 祉 法 第二十二 條 から 第二十四 條  
ま で に 規 定 す る措 置 に 要 す る費 用 及 び 児 童 福 祉 施 設  
の職 員 の養 成施 設 に 要 す る費 用 (設 備 に 要 す る費 用  
を除く) の收 支予 定計 算書

市町村

この計算書は助産施設母子寮保育所及び職員の養成施設につき夫々別個に用紙を改め作製のこと

別表第十四號

## 児童福祉法により施設の設備費交付申請書

保護を  
要する  
由

00541

、知事宛 市町村長

児童福祉法による施設として左記の通り計画實施したいから縣費補助を願いたく別紙を添えて申請します

## 記

- (一) 施設の名称及び位置  
(二) 創設改良擴張修理等の別及びこれが設備の利用方法並びに事業開始の予定年月日

## (三) 創設費改良費擴張費修理費等の内訳

## (四) 右に伴う初度調辨費の内訳

## (五) 前二号の設備費に充てるべき寄附金その他の收入内訳

## (六) 経常費收支予算書(一か年分)

## (七) 工事設計書別紙の通り

(附記) 1、設計圖面は左の種別に従つて作成すること

## (1) 配置圖

## (2) 各階平面圖

## (3) 立面圖

## 別表第十五號

(二) 構造上緊要と認められる部分の詳細圖  
(主要木材の寸法を記入すること)  
2、鐵筋コンクリート構造にあつては特にその都度計算書を添付すること

昭和 年度児童福祉法第二十二條から第二十四條までに規定する措置に要する費用及び児童福祉施設の職員の養成施設に要する費用(設備に要する費用を除く)の補助精算書

市町村  
備考  
(一) この精算書は助産施設、母子寮、保育所、職員の養成施設につき夫々別個に用紙を改め作成すること

歳出	歳入	決算額	差引	同上に對する補助	補助額	付濟額	補助額に對する交付
金	金	金	金	額	額	額	額
助産施設	助産施設	助産施設	助産施設	助産施設	助産施設	助産施設	助産施設
母子寮	母子寮	母子寮	母子寮	母子寮	母子寮	母子寮	母子寮
保育所	保育所	保育所	保育所	保育所	保育所	保育所	保育所
職員の養成施設	職員の養成施設	職員の養成施設	職員の養成施設	職員の養成施設	職員の養成施設	職員の養成施設	職員の養成施設

## 備考

(一) この精算書は助産施設、母子寮、保育所、職員の養成施設につき夫々別個に用紙を改め作成すること

## こと

予算額	対する補助指	決算額	対する補助指	備考
額	額	額	額	備考
総額	額	額	額	備考
寄附する額	額	額	額	備考
その他の金額	額	額	額	備考
基礎本額	額	額	額	備考
助補庫國	額	額	額	備考
助補費縣	額	額	額	備考
助補庫國	額	額	額	備考
助補費縣	額	額	額	備考
助補庫國	額	額	額	備考
助補費縣	額	額	額	備考
助補庫國	額	額	額	備考
助補費縣	額	額	額	備考
考	備			

別表第十六號

## 計

## 備考

一、「予算額」欄の「設備費總額」は補助につき承認のあつた予算額を掲げる

二、「同上に對する補助額」は「補助基本額」に所定の補助率を乗じた額を掲げること

三、「補助額に對する指令額の過不足」欄の不足額は朱書きすること

四、設備完了の年月日を備考として記載し且つ「設備に關する寄附金その他の收入」の内訳書及び「創設費」「改造費」「擴張費」「修理費」については請負契約の寫並びに工事に關する支出明細書を「初度調辨費」についてはその品目數量単價及び金額を記載した支出明細書を添付すること

五、年度内に設備が完了しないで翌年度に繰越したときはその理由及び繰越額を備考として記載すること

別表第十七號

修理費	備	考	備	備	備	備	備
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費							
修理費							
改造費							
創設費	</						



きは直ちに地方事務所又は縣に連絡しなければならない。

## 附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

備考、介苗の配布

講習、講話、傳習及び質問應答

第二條 鳥取縣水產試驗場に、次の職員を置く。

種類 年令 性 頭數 導入先 卸下駅月日 導入予定期日 備考

年 月 日

導入者 住 所 氏 名

鳥取縣知事宛

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第十五號

鳥取縣水產試驗場長

鳥取縣水產試驗場規程を次のように定める。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條 場長は、技師の内その一名をこれにあて知事を指揮監督を承け場務を掌理し場員を監督する。

第四條 技師は、場長の指揮を承け技術に從事する。

第五條 主事は、場長の指揮を承け庶務、會計に從事する。

第六條 場長事故あるときは、上席職員その職務を代理する。

第七條 場長は、職員の任免、勤謹について知事に意見

00545

を具申することができる。

第八條 次の事項について、場長は、知事の認可を受けこれを處理しなければならない。

一、處務細則又は諸規程の制定及び改廢

二、試験及び調査施行の方法並びに魚兒、介苗の配付

方法

三、職員の管外出張及び私事旅行

四、前各號の外重要と認められる事項

第九條 場長出張を必要とする場合で管内出張日数五日以内のときは、その旨を知事に報告し、その他の場合は、知事の認可を受けなければならない。

第十條 次の事項について、場長は専決處理することができる。

一、職員の管内出張

二、職員の除服出仕及び賜暇

四、助手及び小使並びに常備夫の採用及び罷免

第十一條 職員が出張したときは、歸場後たゞちに復命

この規程は昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

附 則

◇鳥取縣告示第三百九號

鳥取縣立農產加工所を鳥取縣會計規則第三條の規定による廢に指定する。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百十號

第一條 鳥取縣水產試驗場は、水產業の改良發達を圖ることを目的とし、次の業務を行う。

一、漁撈、製造、養殖等についての試験及び調査

二、講習、講話、傳習及び質問應答

三、魚兒、介苗の配布

鳥取縣水產試驗場規程

助産婦名簿より次の者を取消した。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

寺 垣 よ し 子  
大正十四年十月二十三日生

日訂正

本籍地 島根縣龍義郡比田村大字西比田一二六一番地  
前住所及び開業地 西伯郡手間村大字寺内二三番地  
現住所及び開業地 本籍地に同じ

昭和二十三年六月十二日住所変更により助産婦  
名簿取消方願出たので同年同月二十三日取消

池 田 静 枝 明治四十年七月十一日生

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百十一號  
助産婦名簿登録事項中次のとおり訂正した。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岩美郡蒲生村大字洗井一〇三四番地

前住所及び開業地 本籍地に同じ

昭和二十三年六月一日住所及び開業地変更によ

り助産婦名簿訂正方願出たので同年同月二十三  
組合を解除し左の通り中學校を設置した。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

學校名 校區 設置場所 名稱 設置者

寶木中學校 寶木村 氣高郡寶木村 大字寶木九八九 村立 寶木村

氣高中學校 瑞穂村 同一 五六 組合立 瑞穂村外一ヶ  
村學校組合

氣高中學校 瑞穂村 同一 五六 組合立 瑞穂村外一ヶ  
村學校組合

◇鳥取縣告示第三百十三號  
昭和二十三年四月一日を以て氣高郡中鄉村外三ヶ村學校

組合山西中學校を廢止し左の通り中學校設置した。

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岩美郡蒲生村大字洗井一〇三四番地

前住所及び開業地 本籍地に同じ

昭和二十三年六月一日住所及び開業地変更によ

00548

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岩美郡蒲生村大字洗井一〇三四番地

前住所及び開業地 本籍地に同じ

昭和二十三年六月一日住所及び開業地変更によ

山西第一 中鄉村 氣高郡中鄉村 組合立

中學校 滕部村 大字龜尻二五七 村中鄉村外一ヶ  
村學校組合

山西第二 日置谷村 同日置谷村 同

中學校 日置村 大字吳崎 同

申 請 人

住 所 氏 名 木材業  
別  
木材業

登 錄 事 項

登錄  
年月  
日

材種

登錄番號

營業所工場の位置

鳥取市西品治町四一四 加納清市

同東品治町一二九 陳在寅治

同一七ノ八 芹谷義雄

同吉方町五八四 安藤藤市

同若櫻町一四 石脇喜市

同吉方町二六一 株式會社千代河製作所

同今町二丁目七 同

丸勝木工有限會社 同

00549

同北本寺町五  
同東品治町一〇ノ九

同吉方町二丁目五

同五八

同西町二六

同今町二丁目五

同吉方町五九八

同行德三一

同吉方町四〇一

同北本寺町五

同上町六五

八頭郡智頭町大内三九

同七七三

鳥取市西町三六五

同吉方町二五〇ノ三

同瓦町七八ノ一

同吉方町四〇一

同川端町四丁目八七

同上町六五

同北本寺町五

同上町六五

同北本寺町五

同上町六五

同吉方町二五〇ノ三

00550

玉木繁雄

中山牧藏

濱村操

壺内梅太郎

小椋福夫

田城寺長平

池本志賀治

植垣光藏

三和工業株式會社

市原幸子

吉田長六

太田操

吉村悦次

高取基藏

山根賢一

林廣土建工業株式會社

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同二〇三三號 同 同  
 同二〇三五號 同 同  
 同二〇三六號 同 同  
 同二〇三七號 同 同  
 同二〇三八號 同 同  
 同二〇三九號 同 同  
 同二〇四〇號 同 同  
 同二〇四一號 同 同  
 同二〇四二號 同 住所に同じ  
 同二〇四三號 同 同  
 同二〇四四號 同 住所に同じ  
 同二〇四五號 同 同  
 同二〇四五號 同 同  
 同二〇四六號 同 同  
 同二〇四七號 同 同  
 同二〇四八號 同 住所に同じ  
 同二〇四九號 同 住所に同じ  
 同二〇五〇號 同 同  
 同二〇五一號 同 同  
 同二〇五二號 同 同  
 同二〇五三號 同 同  
 同二〇五四號 同 同  
 同二〇五五號 同 同  
 同二〇五六號 同 同  
 同二〇五七號 同 住所に同じ  
 同二〇五八號 同 同  
 同二〇五九號 同 同  
 同二〇六〇號 同 同  
 同二〇六一號 同 同  
 同二〇六二號 同 同  
 同二〇六三號 同 同  
 同二〇六四號 同 同  
 同二〇六五號 同 同  
 同二〇六六號 同 同  
 同二〇六七號 同 同  
 同二〇六八號 同 同  
 同二〇六九號 同 同

00551

同吉方町八〇八

太平土建株式會社

同二〇七〇號 同 同 東品治町一〇一

同行德七六ノ一

寺谷富治

同二〇七二號 同 同 北本寺町三七

同賀露町一四九〇

岩谷政春

同二〇七三號 同 住所に同じ

同立川町五丁目三八一

谷口邦造

同二〇七四號 同 同 南行德三八〇ノ一

同古市四〇二ノ七

田中作惠

同二〇七五號 同 住所に同じ

同西品治町七三六

金子商事株式會社

同二〇七六號 同 同

同瓦町五

山根康敬

同二〇七七號 同 同

岩美郡岩井町岩井五七六

井上柳藏

同二〇七八號 同 同

同五六五

井上民藏

同二〇七九號 同 同 岩井町岩井五八一

鳥取市玄好町一三

巽木工工業協同組合

同二〇八一號 同 同

岩美郡倉田村円通寺字松ノ下一九

竹内吉郎

同二〇八二號 同 同 鳥取市新鑄物師町四五

同瓦町一四五

谷口成雄

同二〇八三號 同 住所に同じ

同行德四二一

岸本恭敬雄

同二〇八四號 同 同

同本町四丁目一四

田中良一

同二〇八五號 同 同

同西町二三六

鳥取木工株式會社

同二〇八六號 同 同

唐美郡小田村院内二三七

神谷政晴

同二〇八七號 同 岩美郡小田村院内字杉繩手四五

同小田村荒金二五七

同

同

同成器村中河原三五

同

同

同大岩村岩本二二五二ノ一

同

同

同浦富町浦富一〇三五、

芦谷梅次郎

同二〇八八號 同 住所に同じ

同二〇三五ノ三

壽製材林式會社

同二〇八九號 同 同

同牧谷四〇五

谷口隼人

同二〇九〇號 同 同

同小田村岩當六九三

北村貞藏

同二〇九一號 同 同

同成器村中河原三五

須崎光留

同二〇九二號 同 同

同大岩村岩本二二五二ノ一

有限會社岩美造船所

同二〇九四號 同 同

同本庄村高山八二八

田淵武藏

同二〇九五號 同 同

同小田村岩當六九三

上田勝美

同二〇九六號 同 同 浦富町浦富一〇三六ノ四

同浦富町浦富五八四

山崎勝次

同二〇九七號 同 同 浦富町浦富一〇三六ノ四

大阪市東區平野町三丁目一

因幡木材工業株式會社

同二〇九八號 同 同

岩美郡小田村岩當二七〇

官谷龍吉

同二〇九九號 同 住所に同じ

同錦町三丁目二四

赤井龍徳

同二一〇〇號 同 住所に同じ

西伯郡淀江町淀江六〇二

村木貞雄

同二一〇一號 同 住所に同じ

同錦町三丁目五六

竹下兵市

同二一〇二號 同 住所に同じ

米子市天神町一丁目五六

米子林產工業株式會社

同二一〇三號 同 住所に同じ

同錦町三丁目二九三

同

同二一〇四號 同 住所に同じ

米子市天神町一丁目五六

同

同二一〇五號 同 住所に同じ

同錦町三丁目二四

同

同二一〇六號 同 住所に同じ

同

同

同二一〇七號 同 住所に同じ

00552

00553

西伯郡淀江町淀江七九〇	高島怜一郎	同	同	同二二四四號	同	西伯郡淀江町淀江九三一
米子市東倉吉町一三四ノ二	有限會社米子木製容器製作所	同	同	同二二四五號	同	住所に同じ
西伯郡淀江町西原五二三	淀江木材株式會社	同	同	同二二四六號	同	同
同幡鄉村坂長二七七一	昭榮木材株式會社	同	同	同二二四七號	同	同幡鄉村坂尾八〇五
同境町入船町一五	松本木材株式會社	同	同	同二二四八號	同	米子市角整町三丁目七
米子市茶町五三	鳥取縣西部桐材株式會社	同	同	同二二四九號	同	米子市角整町三丁目七
同天神町一丁目七〇	馬田庄次郎	同	同	同二二五〇號	同	住所に同じ
西伯郡大山村坊領一七三	同	同	同	同二二五一號	同	同
同手間村宮前一〇四	新井和一郎	同	同	同二二五二號	同	同手間村天萬種本九三四
同逢坂村鹽津九〇六ノ二	橋井まさき	同	同	同二二五三號	同	住所に同じ
同境町岬町一八	株式會社石橋造船鐵工所	同	同	同二二五四號	同	同
同法勝寺村落合三五三ノ三	矢田貞林業株式會社	同	同	同二二五五號	同	同
同宇田川村稻音一三六	長谷川義夫	同	同	同二二五六號	同	同
同庄内村高田一四六	近藤義藏	同	同	同二二五六號	同	同
米子市天神町一丁目七〇	米子產業有限會社	同	同	同二二五七號	同	同
西伯郡東長田村東上一〇一〇	生田泰治	同	同	同二二五八二號	同	同
同古布庄村三本杉一〇五六	杉口明春	同	同	同二二五九號	同	同
東伯郡八橋町德万六二二	丸山信八	同	同	同二二六〇號	同	同
同	同	同	同	同二二六一號	同	同
同	同	同	同	同二二六二號	同	同
同	同	同	同	同二二六三號	同	同
同	同	同	同	同二二六四一號	同	同
同	同	同	同	同二二六四二號	同	同
同	同	同	同	同二二六四三號	同	同
同	同	同	同	同二二六四四號	同	同
同	同	同	同	同二二六四五號	同	同
同	同	同	同	同二二六五號	同	同
同	同	同	同	同二二六六號	同	同
同	同	同	同	同二二六七號	同	同

00554

同灘手村尾原五〇〇ノ一	追補責任灘手村森林組合同	同一六三七號	同	同	同	同
同由良町由良宿一一五九	有限會社萬屋材木店	同	同	同二二九九號	同	同
同小鴨村岡田二二三ノ二	東伯木工株式會社	同	同	同二二一〇〇號	同	同
同泊村園一七八六	泊木材株式會社	同	同	同二二一〇一號	同	同
同中北條村江北一六九一	清水重春	同	同	同二二一〇二號	同	同
同竹田村上西谷三四八	岡本熊吉	同	同	同二二一〇三號	同	同
同倉吉町越中町一五六七	奥村 實	同	同	同二二一〇四號	同	住所に同じ
同旭村曹源寺三八一	高松龟治郎	同	同	同二二一〇五號	同	同
同倉吉町明治町二〇二九ノ三岩室清春	尾坂富蔵	同	同	同二二一〇六號	同	同
同堺町二丁目九三九	秋田泰藏	同	同	同二二一〇七號	同	同
同東郷村別所一〇四	仲 義雄	同	同	同二二一〇八號	同	同
同上井町上井三一七	門脇重壽	同	同	同二二一〇九號	同	同上井町上井二二三
同城村岡六四ノ三	同	同	同	同二二一〇一號	同	同
同矢送村関金宿一八八ノ一	関金協同工業株式會社	同	同	同二二一〇二號	同	同
同西郷村山根鎧治田六三五	橋津產業株式會社	同	同	同二二一〇三號	同	住所に同じ
同倉吉町瀬崎町二七四九	森產業株式會社	同	同	同二二一〇四號	同	同
同小鴨村岡田一一八	土橋芳三	同	同	同二二一〇五號	同	同
同東谷村安歩五八七	山本繁臺	同	同	同二二一六號	同	同

同旭村今泉六一〇	八幡市藤田町二三四〇	高島木材産業株式會社	追補責任旭村森林組合	同	同
東伯郡由良町由良宿五五一	同上郷村野田一二九	有限會社吉村商店	同	同三二一七號	同
同古布庄村法萬九二八ノ一	同小鴨村岡田一七	谷本義弘	同	同三二一九號	同
同三軒村三朝七八八	同三軒村三朝七八八	源内稻藏	同	同三二一號	同
同上中山村東積二八二ノ三	合名會社末次林業部	千草秋穂	同	同三二三號	同
同西郷村伊木一八七ノ二	笠見京造	内橋巖太	同	同三二三三號	同
同赤崎町赤崎一九四二	赤崎木工有限會社	同	同	同三二三四號	同
同倉吉町東岩倉町二二六三	松根鹿藏	同	同	同二二二五號	同
同矢送村關金宿一九九	保田滿三	同	同	同二二二六號	同
同越殿町一七五五	同	同	同	同二二二七號	同
同大正町一〇七六	安藤源治	同	同	同二二二八號	同
同上井町上井二〇四ノ一	田淵木材有限會社	同	同	同二二二九號	同
同	日本坑木株式會社	同	同	同二二三三號	同
同	旭製材株式會社	同	同	同二二三四號	同
同	東伯林產工業株式會社	同	同	同二二五八號	同
同	同	同	同	同二二六四號	同

岩美郡浦富町浦富一〇三五ノ四 芦谷梅次郎

製材業 一般製材 同二二〇一號 同 岩美郡浦富町浦富一〇三九ノ八

鳥取市藪片原町四三

大和谷久太郎 同 同 同 同 同

同賀露町一四九〇

岩谷政春 同 同 同 同 同

同立川町五丁目三八一

谷口邦造 同 同 同 同 同

岩美郡津ノ井村杉崎五三九

大橋利幸 同 同 同 同 同

鳥取市行徳七六〇一

寺谷富治 同 同 同 同 同

同東品治町六ノ一三

加井寅之祐 同 同 同 同 同

同田島四四八

惣村實 同 同 同 同 同

同東品治町二〇一八六

龍田陽治 同 同 同 同 同

同古市三

景山治助 同 同 同 同 同

同吉方町一二九

米山満夫 同 同 同 同 同

同行德四二三

喜城正憲 同 同 同 同 同

同瓦町七八ノ一

尾崎政美 同 同 同 同 同

岩美郡浦富町浦富五八四

山崎勝次 同 同 同 同 同

八頭郡智頭町大内三九

太田操 同 同 同 同 同

鳥取市川端町四丁目八七

市原幸一 同 同 同 同 同

同吉方町四〇一

植垣光藏 同 同 同 同 同

岩美郡宇倍野村奥谷二二三

斧谷清一 同 同 同 同 同

岩美郡小田村院内二三七

佐々木商事株式會社 同 同 同 同 同

神谷政晴 同 一般製材 同二二九號 同 岩美郡宇部野村宮下三七四

背谷義雄 同 同 同 同 同

加納津市 同 一般作業 同二二三號 同 同

同西品治町四四四

同瓦町一四五

同行德四二二

長谷川常八 同 一般作業 同二二三四號 同 同

岸本恭敬雄 同 一般作業 同二二三四號 同 同

00557

岩美郡浦富町浦富一〇三五ノ四 芦谷梅次郎

鳥取市藪片原町四三

大和谷久太郎 同 同 同 同 同

同賀露町一四九〇

岩谷政春 同 同 同 同 同

同立川町五丁目三八一

谷口邦造 同 同 同 同 同

岩美郡津ノ井村杉崎五三九

大橋利幸 同 同 同 同 同

鳥取市行徳七六〇一

寺谷富治 同 同 同 同 同

同東品治町六ノ一三

加井寅之祐 同 同 同 同 同

同田島四四八

惣村實 同 同 同 同 同

同東品治町二〇一八六

龍田陽治 同 同 同 同 同

同古市三

景山治助 同 同 同 同 同

同吉方町一二九

米山満夫 同 同 同 同 同

同行德四二三

喜城正憲 同 同 同 同 同

同瓦町七八ノ一

尾崎政美 同 同 同 同 同

岩美郡浦富町浦富五八四

山崎勝次 同 同 同 同 同

八頭郡智頭町大内三九

太田操 同 同 同 同 同

鳥取市川端町四丁目八七

市原幸一 同 同 同 同 同

同吉方町四〇一

植垣光藏 同 同 同 同 同

岩美郡宇倍野村奥谷二二三

斧谷清一 同 同 同 同 同

岩美郡小田村院内二三七

佐々木商事株式會社 同 同 同 同 同

神谷政晴 同 一般製材 同二二九號 同 岩美郡宇部野村宮下三七四

背谷義雄 同 同 同 同 同

加納津市 同 一般作業 同二二三號 同 同

同西品治町四四四

同瓦町一四五

同行德四二二

長谷川常八 同 一般作業 同二二三四號 同 同

岸本恭敬雄 同 一般作業 同二二三四號 同 同

00559

同古市四〇二ノ七	田中作惠	同	一般製材	同二二三六號	同	同南行德三八〇ノ一
岩美郡岩井町岩井五六五	井上民藏	同	同	同二二三七號	同	岩美郡岩井町岩井五八一
大阪市東區平野町三丁目一	因幡木材工業株式會社	同	同	同二二三八號	同	同赤崎町別所尻三九一
東伯郡上郷村野田二二九	源内稻藏	同	同	同	同	島本市東品治町一二二ノ四
同高城村岡六四ノ三				同二二三七號	同	同高城村下米積三五
同倉吉町瀬崎町二七四九	奥村 實	同	同	同二二三五號	同	住所に同じ
同住吉町九八	伊達 勇	同	同	同二二三六號	同	同赤崎町別所尻三九一
	門脇重壽	同	同	同二二三七號	同	同高城村下米積三五
河田勉三	森產業株式會社	同	同	同二二三八號	同	同倉吉町河原町字法仙
同西郷村山根字鍛治田六三五	橋津產業株式會社	同	同	同二二三九號	同	同八橋町丸尾字上ノ垣九
同矢送村閔金宿一八八ノ一	閔金協同工業株式會社	同	同	同二二四二號	同	同住吉町九六ノ六
同八橋町 八橋一七二九	榎原久吉	同	同	同二二四一號	同	同
同由良町大谷二一〇十	杉川好治	同	同	同二二四二號	同	同由良町妻波一八一ノ一
同倉吉町坂町二二六	東伯林產工業株式會社	同	同	同二二四五號	同	同
同由良町由良宿一一五九	有限會社萬屋材木店	同	同	同二二四六號	同	同以西村木地字大父二七
同	同	同	同	同二二四七號	同	同高柴村鶴谷一七二ノ六
同下郷村美好一〇二	岩本富義	同	同	同二二四三號	同	住所に同じ
同泊村園一七八六	泊木材株式會社	同	同	同二二四五號	同	同
同山守村今西字新田一〇四四	山田其治	同	同	同二二五〇號	同	同
同	同	同	同	同二二五一號	同	住所に同じ
同古布庄村法萬九一八ノ一	千草秋稔	同	同	同二二五二號	同	同古布庄村三本杉字新田七八七
同	同	同	同	同二二五三號	同	同古布庄村今西字本村九〇三
同由良町由良宿五五一	有限會社吉村商店	同	同	同二二五四號	同	同古布庄村法萬字梶田三八
同矢送村開金宿宇土手内一九九	保田満三	同	同	同二二五六號	同	住所に同じ
同上中山村東積二八二ノ三	合名會社末次林業部	同	同	同二二五七號	同	同八橋町德萬一六一
同赤崎町赤崎一九四二	赤崎木工有限會社	同	同	同二二五九號	同	住所に同じ
同西郷村伊木一八七ノ二	笠見京造	同	同	同二二五六號	同	同
同八橋町八橋一七二九	榎原久吉	同	同	同二二五六號	同	同西郷村伊木一九八ノ一
同花見村羽衣石六二二三	尾西久米藏	同	同	同二二五六號	同	同花見村羽衣石八一〇
同倉吉町巖城四六七ノ一	旭製材株式會社	同	同	同二二六七號	同	住所に同じ
床板		同	同			

00560

同小鴨村岡田二三ノ二	東伯木工株式會社	同	同	一貫作業	同二二四八號	同 同
同山守村今西字新田一〇四四	山田其治	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	
同泊村園一七八六	泊木材株式會社	同	同	同	同	
同古布庄村法萬九一八ノ一	千草秋稔	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	
同由良町由良宿五五一	有限會社吉村商店	同	同	同	同	
同矢送村開金宿宇土手内一九九	保田満三	同	同	同	同	
同上中山村東積二八二ノ三	合名會社末次林業部	同	同	同	同	
同赤崎町赤崎一九四二	赤崎木工有限會社	同	同	同	同	
同西郷村伊木一八七ノ二	笠見京造	同	同	同	同	
同八橋町八橋一七二九	榎原久吉	同	同	同	同	
同花見村羽衣石六二二三	尾西久米藏	同	同	同	同	
同倉吉町巖城四六七ノ一	旭製材株式會社	同	同	同	同	
床板		同	同			

00561

00563

00563

同慶所二三四	谷口重雄	同	同二二三二二號 同 同三吉堂ノ本六九
西伯郡境町彌生町三一	米子ベニヤ木材株式會社	同	同二二三二七號 同 同
八頭郡若櫻町若櫻二二六〇	若櫻ベニヤ工業株式會社	同	同二二三二八號 同 同
同西郷村中井二三三六	追補責任西郷村森林組合同	同	同二二三四六號 同 同
同大村鷹狩二二一	同	同	同二二三四七號 同 同
同上私都村麻生一八八	上私都村同	同	同二二三四八號 同 同上私都村麻生一六七
同八東村才代四七	八東村同	同	同二二三四九號 同 住所に同じ
同池田村岩屋堂一二二	池田村同	同	同二二三五二號 同 同集村見櫻中一七六ノ一
同山郷村中原二六八	山郷村同	同	同二二三五三號 同 住所に同じ
同佐治村加瀬木二三〇〇	佐治村同	同	同二二三五四號 同 同
同智頭町野原一七四	那岐村同	同	同二二三五六號 同 同
氣高郡勝部村紙屋一九四ノ一	勝部村同	同	同二二三五六號 同 同
同小鶩河村鶩峰字中土居七九一ノ二	小鶩河村同	同	同二二三五七號 同 同
西伯郡東長田村中二三〇ノ一同	東長田村同	同	同二二三五八號 同 同
足野郡日野上村矢戸一二〇一ノ二	日野上村同	同	同二二三五九號 同 同
同	同	同	同二二三六〇號 同 同
同米澤村富市一〇三四	米澤村同	同	同二二三六一號 同 同多里村多里二五四ノ一
同多里村多里二五一	多里村同	同	同二二三六二號 同 同多里村多里二五四ノ一
同日野村本郷四五〇	日野村同	同	同二二三六三號 同 同日光村大瀧二五八ノ三
同山上村笠木三三七	山上村同	同	同二二三六四號 同 住所に同じ
鳥取市瓦町二四〇	鳥取研伐作業組合 理事長 木島公之	同	同二二三六三號 同 同
同	同	同	同二二三六三號 同 八頭郡智頭町智頭二〇七〇
同古市一八五	同	同	同二二三六四號 同 同用瀬町用瀬四八一
同永樂町二九〇	旭製紙株式會社 監王田政義	同	同二二三六五號 同 同若櫻町若櫻四二七
同富山市中島町一六	奥國人絹バルブ株式會社 富山木材	同	同二二三六〇號 同 住所に同じ
同吉方二九七ノ一	高島木材産業株式會社	同	同二二三六四號 同 同
鳥取市瓦町二四〇	鳥取研伐作業組合 理事長 木島公之	同	同二二三六五號 同 西伯郡巖村蚊屋二八五ノ四 (大山出張所)
同	同	同	同二二三六六號 同 八頭郡智頭町芦津五五二
同	同	同	同二二三六七號 同 同池田村小船三九六

00564



鳥取市瓦町一四〇

鳥取研伐作業組合  
理事長 木島公之

同 一般製材 同 三三三六號 同 八頭郡佐治村中五

同 同

同 同 同 二二二三號 同 同

八頭郡大村鷹狩二二一

追補責任大村森林組合

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 頂村福井一三三三

同 集村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同山鄉村中原一六八

同 山鄉村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同佐治村加瀬木一三〇〇

同 佐治村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同智頭町野原一七四

同 那岐同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同上私都村麻生一八八八一

同 上私都村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

氣高郡鹿野町鹿野一七八二一

同 鹿野町同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

氣高郡小鷲河村鷲峯一九二

同 小鷲河村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

東伯郡旭村今泉六六一

同 旭村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

西伯郡東長田村中二二〇ノ一同

同 東長田村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

八頭郡西郷村中井三三六

同 西郷村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

日野郡日野上村矢戸一二〇一ノ二

同 日野上村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同米澤村官市一〇三四

同 米澤村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同八頭郡智頭町智頭一八〇〇ノ四

同 智頭林產興業株式會社  
智頭支店

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同八頭郡智頭町須山一隆

同 須山 隆

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同西伯郡五千石村諒訪一〇三

同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同淀江町淀江六〇二

同 村木貞雄

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同幡鄉村諸木一九三

同 赤井龍徳

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同名和村名和九九

同 名和村農業協同組合

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同米子市錦町三丁目一四四

同 米子林產工業株式會社

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同

同 高島伶一郎  
製作所

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同西伯郡淀江町淀江七九〇

同 石倉美房

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同境町入船町一五

同 有隣會社米子木製容器

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同米子市東倉吉町一三四ノ二

同 淀江木材株式會社

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同西伯郡淀江町西原五二三

同 同幡鄉村坂長一七七一

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同米子市茶町五三

同 松本木材株式會社

同 同 同 同 同 同 同 同 同

00567

同

同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同智頭町智頭一〇九〇

同 同用瀬町別府一〇二二ノ一

同 同二二二三號 同 同

同八頭郡佐治村中五

同 同二二二三號 同 同

同 同二二二三號 同 同

同八頭郡佐治村芦津五五一

同 同二二二三號 同 同

同 同二二二三號 同 同

同同山鄉村福八

同 山鄉村同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同智頭町見櫻中一七六ノ一

同 同同集村見櫻中一七六ノ一

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同同同同同同同同

同 同同同同同同同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

00569

同天神町一丁目七〇

米子産業株式會社

同 同

同二一七〇號 同 住所に同じ

西伯郡大山村坊領字下松本二七三 馬田庄次郎

同 一般製材 同二一七一號 同

同手間村天萬種本九三四

同手間村宮前二〇四

新井和一郎

同 同

同手間村天萬種本九三四

同逢坂村鹽津九〇六ノ二

橋井まさき

同 同

同同逢坂村鹽津字中尾九〇六ノ二

同境町岬町四八

株式會社石橋造船鐵工所 同

同 一般製材 同二一七五號 同

同二一七四號 同 住所に同じ

同庄内村高田一四六

近岡義藏

同 一般製材 同二一七六號 同

同二一七四號 同 住所に同じ

同法勝寺村落合三五三

矢田貝林業株式會社

同 一般製材 同二一七五號 同

同二一七四號 同 住所に同じ

同東長田村東上一〇一〇

生田泰治

同 一般製材 同二一七七號 同

同二一七六號 同 住所に同じ

同

同

同 一般製材 同二一七六號 同

同二一七四號 同 住所に同じ

同光徳村豊成六一四

上木料農事實行協同作業組合代表者影山哲夫

同 一般製材 同二一七八號 同

同二一七八號 同 住所に同じ

昭和二十三年七月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

同 一般製材 同二一七八號 同

同二一七八號 同 住所に同じ

◇鳥取縣告示第三百十五號

昭和二十三年六月鳥取縣告示第二百九十三號昭和二十三年

年產主要食糧供出割當數量中次のよう改定する。

同

同 一般製材 同二一七八號 同

同二一七八號 同 住所に同じ

西伯郡

麥(玄米石)

彦名村

一二六石九

崎津村

三、七

渡村

三一、三

外江町

三五、六

大高村

二七七、三

春日村

三三、七

大幡村

四〇三、〇

幡鄉村

三三三、三

大和村

四二六、四

縣村

六九九、九

大高村

三三七、〇

巖村

二七七、三

日吉津村

二三七、六

大和村

三五、〇

淀江町

二三九、二

宇田川村

三〇六、三

高麗村

七七五、二

所子村

七二五、三

大山村

五三、九

庄内村

二六七、五

名和村

七九、六

御來屋町

一、七

光德村

二二一、〇

五千石村

一、五

大國村

一六九、八

法勝寺村

一、五

上長田村

一、五

東長田村

一一三、三

賀野村

一、六

手間村

一一五、四

同

一一三八、一

同

三二一、六

00570

計 七、三一九、〇

## ◇鳥取縣告示第三百十六號

裝蹄師法第一條第二項により次の者に対し装蹄師免許證  
を交付した。

昭和二十三年七月六日

登錄番號 登錄年月日 本籍氏名  
第三百五號 昭和二十三年七月六日 鳥取縣 小川峯義

## 正

## 誤

昭和二十三年六月二十二日付第千九百十九號發行の縣公報  
登載鳥取縣告示第二百九十三號二行目「政府の」は  
「政府に」正誤する。

昭和二十三年七月六日印刷  
昭和二十三年七月六日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 発行  
第三種郵便物認可  
鳥取縣鳥取市東町 取印  
鳥取縣鳥取市東町 印刷業者